

令和6年5月8日 立憲民主・社民 水野素子

立憲民主党の水野もと子です。会派 立憲民主・社民を代表し、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について質問します。

1. 海上自衛隊ヘリ事故について

(1) 対応状況、連続事故の原因・再発防止策【木原防衛大臣】

まず、4月20日の海上自衛隊ヘリの事故について、亡くなられた方のご冥福、ご不明な方の早期発見を心から祈念申し上げます。最新の対応状況を木原防衛大臣にお尋ねします。また、昨年4月の宮古島での事故など、事故が続く原因と具体的な再発防止策もご説明ください。

(2) 災害救助活動の他の業務への影響【木原防衛大臣】

近年頻発する自然災害への救助・復旧活動に伴う急な計画変更や人員動員などが、訓練を含む防衛省・自衛隊の他の本来業務に影響していませんか。木原大臣にお尋ねします。

(3) 防災・復興の専門機関の設置【林官房長官】

災害救助・復旧における自衛隊の皆さまのご尽力に敬意を表します。しかし炊出しなど、自衛隊以外でもできる作業もあると感じます。防災省等、専門の組織・機関を設置し政府の対応体制を強化すべきではないでしょうか。近年年に4~5件も激甚指定災害が発生していますが、政府は都度対策本部を設置する場当たりの対応です。省庁間や国・自治体間の縦割で対応が遅れ、作業が重複し非効率です。ワンストップで平時から自治体・NGO等と連携し、専門人材を雇用・育成して予測や減災に努め、発災時に速やかに対応し、防災のPDCAを回す体制が急務です。災害大国日本における国民の安全・安心のため、防災・復興庁（仮称）等災害と復興対策の司令塔に特化した常設の専門の組織・機関の設置を是非検討頂きたい。林官房長官にご見解をお尋ねします。

2. 統合作戦司令部（仮称）の新設について

(1) 文民統制の在り方と政府の反撃の判断のプロセス等【木原防衛大臣】

このたびの本改正による統合作戦司令部の新設により米軍との連携が強化され、防衛大臣の指揮権の一部が授権されます。文民統制に問題はないでしょうか。仮に海外で米軍の活動に起因し存立危機事態に該当し得る事案が生じ、反撃の是非を検討する場合、米軍インド太平洋軍司令部と自衛隊統合作戦司令部でどのように連絡調整が行われますか。また、日本政府は国会審議を含むどのようなプロセスで反撃の是非を最終判断しますか、木原大臣にお尋ねします。

(2) 日米合同委員会の構造改革と日米地位協定の見直し必要性【上川外務大臣】

今回日米の防衛関連組織を改編するなら、文民統制の確保や平等なパートナーシップのため、日米合同委員会の構造も改編すべきではないでしょうか。日米間の国際会議で外務省の相手方が国務省ではなく在日米軍とのいびつな構造は日米合同委員会のみです。近年問題となっている米軍基地周辺の高濃度のPFAS問題で立入り調査が実現しづらいのは、日米合同委員会で申し入れても規制を受ける立場の米軍が対応に消極的なためではないですか。米軍基地をめぐる問題が頻発しています。

日米の防衛に関する連携体制改編の機会をとらえ、日米合同委員会の構造改革や日米地位協定自体の改正を、日米2+2などで真摯に話し合うべきです。上川大臣に伺います。

3. 海上自衛隊地方隊の改編による横須賀地方隊及び周辺地域・住民への影響について【木原防衛大臣】

横須賀地方隊への大湊地区隊の統合が必要不可欠な具体的理由は何ですか。私の地元神奈川では、商業地域に隣接する広大な米軍施設「ノースドック」など、米軍・自衛隊関係施設が多く、PFAS、爆音、コロナ感染爆発など、基地周辺で問題が頻発し、多くの市民が不安を感じています。今回の改編で横須賀地方隊の任務や規模はどのように変わりますか。近隣市民の負担が増えることは絶対にはないと言えますか。木原大臣にお尋ねします。

4. 自衛官定数変更について

(1) 航空自衛隊馬毛島先遣隊【木原防衛大臣】

60人が新規に配置される航空自衛隊馬毛島先遣隊の具体的な任務は何ですか。馬毛島基地完成後の常駐人員規模と具体的な任務もご説明ください。馬毛島基地の建設により環境省が保護するマゲシカの生息地の環境破壊が急速に進んでいます。周辺の良い漁場は消失し、近隣の種子島では基幹産業だった漁業が壊滅的な状態。医療機関や農業などの人材も不足し、市民が不安を覚えています。強引に建設を進めずにいったん立ち止まって市民の声を丁寧に聞くべきではないでしょうか。木原大臣にお尋ねします。

(2) 航空自衛隊宇宙作戦群【木原防衛大臣】

航空自衛隊宇宙作戦群が53人増員されますが、現在の総数および将来の計画人員数、また、具体的な任務内容について、木原大臣にお尋ねします。

5. 任期付自衛官等の導入の前提となる人材の確保・育成について【盛山文科大臣】

専門人材を採用する任期付自衛官制度を導入しても、そもそも日本全体で宇宙をはじめ専門人材が不足しており、理工系などの専門人材の育成が急務です。我が国の教育は総合偏差値を重視する普通科教育が大半ですが、ドイツのマイスター制度のように、早期に専門能力を見出し伸ばすことが子どもたちの生きる力を伸ばし、日本の競争力にもつながります。そのためには、工業高校・農業高校・水産高校など高校課程の専門教育にもっと力をいれるべきと考えますが、具体的な取組みや計画について盛山文部科学大臣にお尋ねします。

6. 日独 ACSA 対応について

(1) 自衛隊法や政府における「武器」と「弾薬」の定義と統一見解【木原防衛大臣】

日独 ACSA に対応するための自衛隊法改正案には「武器の提供は含まない」とありますが、日独 ACSA 協定案では弾薬は提供対象です。自衛隊法の改正によりドイツ軍への弾薬の提供は認められますか、念のため伺います。日独 ACSA に関する条項案の「武器」には弾薬は含まないと解されますが、日印 ACSA のために過去に新設された条項では武器に弾薬を含むと明示しています。自衛隊法という一つの法で「武器」に弾薬が入るか入らないか正反対の定義があるのは誤解を生じます。自衛隊法における「武器」の定義を統一し、明確化すべきでないですか。また、外為法や防衛装備移転三原則など他の法制度にも「武

器」と「弾薬」に関する定義・条項があります。改めて政府全体として武器の定義について、弾薬を含むかどうかを含めて、統一見解を示すべきではないですか。木原大臣にお尋ねします。

(2) 第三国や紛争当事国への防衛装備移転【木原防衛大臣】

ACSA では合意があれば第三国への防衛装備移転が認められるとされていますが、第三国移転に合意する場合の具体的な判断の基準とプロセスについて、木原大臣にお尋ねします。

(3) ACSA と装備移転三原則の具体的な基準やプロセス【木原防衛大臣】

防衛装備移転三原則及び運用指針は ACSA 締約国との協力の基盤ですが、昨年末の閣議決定で、紛争地であっても被侵略国なら装備品移転が可能と改正されました。憲法の解釈運用に関わる大事な法原則を国会で議論せず与党のみの閣議決定で密室的に改正するのは、民主主義の観点で問題です。私は昨年会期末（12月5日）の外交防衛委員会において、木原大臣に改正内容を質し閉会後に閣議決定で改正すべきではないと申し入れましたが、説明もないまま結局閉会直後に改正を閣議決定しました。一昨年末の安保三文書の改正も同様でした。なぜ国会で一切議論せず、国会閉会後に、与党のみの閣議決定で改正するのですか。改めて木原大臣に民意を踏まえた政治姿勢のあり方について見解をお尋ねします。

7. GIGO に派遣される防衛省職員の処遇整備について

(1) GIGO 設立の必要性【木原防衛大臣】

グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）のための政府間機関（GIGO）への職員派遣のための自衛隊法改正案について、なぜわざわざ運営コストのかかる国際機関を設立し、遠く欧州まで多くの職員を派遣するのですか。今回のモデルとされる欧州のユーロファイター開発組織は NATO の関連組織です。GCAP/GIGO は NATO とは一切無関係のプログラムですか、念のためお尋ねします。わざわざ国際組織を作らず、国際約束で役割分担・権利義務関係を定め、企業を共同選定し、定期的な運営会議で進捗を管理の方が合理的ではないでしょうか。木原大臣にお尋ねします。

(2) GCAP 共同開発協定の不在と知的財産提供の有無と取扱い【木原防衛大臣】

そもそも GCAP の共同開発に関する政府間合意を行わず、組織設立の協定だけで実施する形式にも違和感があります。過去の米国との戦闘機共同開発では国際約束により技術情報の供与などを合意しました。今回の GCAP 共同開発のために海外に技術情報や政府保有の知的財産権の提供は行いますか。財政法により、知的財産権を含む国の財産の処分は法律や条約に基づく必要があります。また、GCAP 共同開発で新たに発生する知的財産権の所有権はどのような扱いとなりますか。国の安全保障に関わる機微技術の流出を防ぐためにも、情報や知財の扱いなどを国際約束で予め定めるべきではないですか。木原防衛大臣にお尋ねします。

(3) 派遣人数・任務・経費【木原防衛大臣】

GIGO に派遣するのは何人ですか。100 人にもなると聞きますが、開発そのものは企業が行います。派遣職員の任務は、開発事業の管理・調整・交渉・研究・訓練などと法案に規定されていますが、海外に大勢で常駐する職員の日々の具体的な業務は何ですか。職員派遣の経費はどの程度ですか。防衛省・自衛隊は人員不足と聞きますが、派遣する余力はあるのですか。政府は防衛費を 5 年で約 43 兆円に増やして国民に増税まで求めており、海外に大勢派遣する国費の負担について、国民の理解は得られません。木原防衛大臣にお尋ねします。

8. 法案・条約案の審議プロセスについて

(1) 束ね法案・条約締結前の法改正【木原防衛大臣】

本件は異なる課題を束ね法案で一括審議としていますが、個別に丁寧に審議すべきではないですか。特に、まだ成立していない日独 ACSA や GIG0 設立条約のための法改正は、本来は条約成立後に審議すべきです。なぜ束ね法案としたのか、木原大臣にお尋ねします。

(2) 国際約束の国内手続きに関する不備（宇宙協力）

法律や条約の国内審議プロセスがずさんになっていると感じます。私が長く携わった宇宙分野の国際協力でも昨今同様の懸念があるため、この際お尋ねします。

① 法的拘束力・大平三原則【盛山文科大臣】

月面与圧ローバーの開発提供とその見返りとしての日本人宇宙飛行士の月面着陸は新規の大規模な財政措置が必要となり、具体的な役割分担や責任を詳細に規定した合意なので本来は国会審議が必要です。なぜ閣議決定すら行わず、4月に訪米して署名してきたのですか。慣例として長く守られてきた「大平三原則」では新規の財政措置を伴う合意は国会審議が必須とされています。大平三原則違反ではないですか。国会・閣議を経なかったので法的拘束力はなく、実現できたらいいなという共同宣言程度の合意、いつでもキャンセルできるとのことです。大平三原則が示すように、このような法的安定性のない協力には国家予算・税金は投入できません。本件は国の予算措置を伴う協力のため、今後別途、国際法上の法的拘束力のある合意が必要ではないですか。盛山大臣にお尋ねします。

② 日米宇宙枠組協定における実施取決めの国内審議プロセスについて【上川外務大臣】

本件合意は日米宇宙枠組協定の下で署名されました。日米宇宙枠組み協定の下でも、閣議決定などで法的拘束力のある国際約束を締結できますか。もし前身の日米宇宙損害協定と異なり、枠組み協定の下では全てが閣議決定不要、すなわち法的拘束力のない合意しか行えないなら、大平三原則に照らして予算を伴う協力を行えず、日米宇宙協力の法的基盤が後退しています。また、日米宇宙枠組み協定は、協力の共通条件（HOW）にすぎず、予算を伴う協力の可否までの白紙委任はできません。特に本件協力は予算措置や国の債権放棄を含むため法的拘束力のある国際約束が必須ではないですか。上川大臣に伺います。

③ 米国ロケットの国内打上げ交渉への慎重な対応と必要性について【高市宇宙担当大臣】

米国ロケットの国内打上げ解禁の日米交渉が4月の訪米を機に突如開始されました。信頼性やコストで圧倒的に優位な米国ロケットの国内参入で我が国ロケット産業が壊滅的になる恐れがあります。宇宙旅行用機体の国内離発着は別として、海外ロケットの国内打上げ解禁は、我が国の防衛産業・技術の維持発展にもかかわる重大事項であり、慎重に対応すべきと考えます。高市宇宙担当大臣に見解を伺います。

（結語）結びに一言申し上げます。4月の総理・大臣の訪米は、裏金問題や統一教会問題など山積する不祥事から国民の目をそらし、衆議院補選前に支持率をあげるためだったのではないですか。政府の政治姿勢への国民の不満が高まっています。国会を経ず閣議決定された安保三文書などの近年の密室的な政治、その背景にある金権政治、古い政治を根本的に変えていく決意を申し上げて、質問を終わります。